

## 主 文

被告人Aを懲役10年及び罰金300万円に、被告人Bを懲役7年6月に、被告人Cを懲役3年6月に処する。

未決勾留日数中、被告人Aに対しては210日とその懲役刑に、被告人B及び被告人Cに対しては各210日をそれぞれその刑に算入する。

被告人Aにおいてその罰金を完納することができないときは、1万円を1日に換算した期間、同被告人を労役場に留置する。

被告人Aが甲組合に対して有する株式会社乙代表取締役L名義の普通貯金債権（同組合本店、口座番号▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲）のうち49万850円に相当する部分（当該49万850円は犯罪被害財産）を没収する。

被告人Aから736万3620円（当該736万3620円は犯罪被害財産の価額）を追徴する。

## 理 由

（罪となるべき事実）

### 第1 （令和6年11月6日付け起訴状記載の公訴事実関係）

被告人Aは、被告人らが所属する団体の責任者として、その業務全般を統括掌理するもの、分離前の相被告人D1及び被告人Bは、同団体の幹部として、被告人Aを補佐し、同団体に所属する従業員の管理や指導等を行うもの、被告人C、分離前の相被告人D2、同D3及び同D4は、同団体に所属する従業員として、被告人Aらの指示に従い、被告人らが運営するインターネットサイトにアクセスしてきた者に対するメッセージの送信等を行うものであり、被告人らによって形成される組織は、前記インターネットサイトにアクセスしてきた者から金員等をだまし取ることを共同の目的とする多数人の継続的結合体であって、被告人Aの指揮命令に基づき、被告人らがあらかじめ定められた任務の分担に従って一体として行動する人の結合体により、前記目的を実現する行為

を反復して行っていた団体であるが、被告人3名は、インターネットサイト「●●●●●●●●●●●●●●●●」のメッセージ機能を利用して、高額当選金の受取手数料名目で、アップルギフトカードの利用権をだまし取ろうと考え、前記分離前の相被告人4名及び氏名不詳者らと共謀の上、同団体による意思決定に基づき、これによる利益が同団体に帰属するものとして、被告人Aの指揮命令の下、あらかじめ定められた任務分担に従い、

1 令和6年5月20日頃から同年6月10日までの間、仙台市a区bc丁目d番e号f号室において、F（当時67歳）に対し、真実は、同人が7億円の当選金を受け取る権利を得た事実はなく、受取手数料を支払っても7億円を受け取ることはできないのに、架空の人物である当選金の支払者側関係者の「相田」及び「長谷川」になりすまし、前記「●●●●●●●●●●●●●●●●」のメッセージ機能を利用して、前記Fに前記「長谷川」に対する恋愛感情を抱かせ、同感情を利用しつつ、受取手数料としてアップルギフトカードを購入しその認証コードを教示すれば7億円を受け取ることができる旨のうその内容を記載したメッセージを送信し、その頃前記Fに同メッセージを閲覧させてその旨誤信させ、よって、別表1記載のとおり、同年5月21日から同年6月10日までの間、78回にわたり、同人に、同人購入に係る合計652万8000円相当のアップルギフトカードの認証コードをメッセージで送信させて被告人らに教示させ、同金額相当のアップルギフトカードの利用権を取得し、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財産上不法の利益を得た（前記起訴状記載の公訴事実第1）。

2 令和6年6月5日から同月10日までの間、前記f号室において、G（当時47歳）に対し、真実は、同人が7億円の当選金を受け取る権利を得た事実はなく、受取手数料を支払っても7億円を受け取ることはできないのに、架空の人物である前記「相田」等になりすまし、前記「●●●●●●●●●●●●●●●●」のメッセージ機能を利用して、受取手数料としてアップルギフトカードを購入しそ

の認証コードを教示すれば7億円を受け取ることができる旨のうその内容を記載したメッセージを送信し、その頃前記Gに同メッセージを閲覧させてその旨誤信させ、よって、別表2記載のとおり、同月6日から同月10日までの間、12回にわたり、同人に、同人購入に係る合計30万5500円相当のアップルギフトカードの認証コードをメッセージで送信させて被告人らに教示させ、同金額相当のアップルギフトカードの利用権を取得し、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財産上不法の利益を得た（前記起訴状記載の公訴事実第2）。

- 3 令和6年6月7日から同月10日までの間、前記f号室において、H（当時74歳）に対し、真実は、同人が7億円の当選金を受け取る権利を得た事実はなく、受取手数料を支払っても7億円を受け取ることはできないのに、架空の人物である前記「相田」等になりすまし、前記「●●●●●●●●●●●●●●●●」のメッセージ機能を利用して、受取手数料としてアップルギフトカードを購入しその認証コードを教示すれば7億円を受け取ることができる旨のうその内容を記載したメッセージを送信し、その頃前記Hに同メッセージを閲覧させてその旨誤信させ、よって、別表3記載のとおり、同月8日から同月10日までの間、8回にわたり、同人に、同人購入に係る合計28万4500円相当のアップルギフトカードの認証コードをメッセージで送信させて被告人らに教示させ、同金額相当のアップルギフトカードの利用権を取得し、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財産上不法の利益を得た（前記起訴状記載の公訴事実第3）。

## 第2 （令和6年12月18日付け追起訴状記載の公訴事実関係）

被告人Aは、被告人らが所属する団体の責任者として、その業務全般を統括掌理するもの、分離前の相被告人D1及び被告人Bは、同団体の幹部として、被告人Aを補佐し、同団体に所属する従業員の管理や指導等を行うもの、E1、E2、E3、E4、E5、E6、E7、E8、E9、E10、E11、E12、

E 1 3、E 1 4、E 1 5、E 1 6、E 1 7、E 1 8、E 1 9、E 2 0、E 2 1、E 2 2 及び E 2 3（以上 2 3 名について、以下「共犯者 2 3 名」という。）は、同団体に所属する従業員として、被告人 A らの指示に従い、被告人らが運営するインターネットサイトにアクセスしてきた者に対するメッセージの送信等を行うものであり、被告人らによって形成される組織は、前記インターネットサイトにアクセスしてきた者から金員等をだまし取ることを共同の目的とする多数人の継続的結合体であって、被告人 A の指揮命令に基づき、被告人らがあらかじめ定められた任務の分担に従って一体として行動する人の結合体により、前記目的を実現する行為を反復して行っていた団体であるが、被告人 A 及び被告人 B は、インターネットサイト「●●●●●●●●」のメッセージ機能を利用して、連絡先の交換等に必要なポイント購入費用名目で、現金等をだまし取ろうと考え、前記 D 1、共犯者 2 3 名及び氏名不詳者らと共謀の上、同団体による意思決定に基づき、これによる利益が同団体に帰属するものとして、被告人 A の指揮命令の下、あらかじめ定められた任務分担に従い、

- 1 令和 6 年 4 月 2 5 日頃から同年 6 月 1 0 日までの間、仙台市 a 区 b c 丁目 g 番 h 号 i 階又は東京都新宿区 j k 丁目 l 番 m 号 n E 1 8 方において、I（当時 4 5 歳）に対し、真実は、同人が前記「●●●●●●●●」を通じて連絡を取っている相手は実在せず、ポイントを購入して各種手続を行っても、連絡先の交換等をするにはできないのに、架空の人物である「かずま」等になりすまし、ポイントを購入して各種手続を行えば、前記「かずま」と連絡先の交換等ができる旨のうその内容を記載したメッセージを送信し、その頃前記 I に同メッセージを閲読させてその旨誤信させ、よって、別表 4 記載のとおり、同年 4 月 2 6 日から同年 6 月 1 0 日までの間、8 回にわたり、同人に、被告人らが管理する株式会社丙銀行 o 支店に開設された合同会社丁名義の普通預金口座ほか 1 口座に現金合計 1 3 1 万 2 3 0 0 円を振込入金させ、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付さ

せた（前記追起訴状記載の公訴事実第1）。

2 令和6年5月24日頃から同年6月10日までの間、前記i階又は前記E18方において、J（当時29歳）に対し、真実は、同人が前記「●●●●●●●●●●」を通じて連絡を取っている相手は実在せず、ポイントを購入して各種手続を行っても、連絡先の交換等を行うことはできないのに、架空の人物である「登」等になりすまし、ポイントを購入して各種手続を行えば、前記「登」と連絡先の交換等ができる旨のうその内容を記載したメッセージを送信し、その頃前記Jに同メッセージを閲読させてその旨誤信させ、よって、別表5記載のとおり、同年5月27日から同年6月10日までの間、14回にわたり、同人に、被告人らが管理する戊銀行株式会社pに開設された合同会社己名義の普通預金口座ほか5口座に現金合計311万300円を振込入金させ、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた（前記追起訴状記載の公訴事実第2）。

3 令和6年6月4日頃から同月9日頃までの間、前記i階又は前記E18方において、K（当時25歳）に対し、真実は、同人が前記「●●●●●●●●●●」を通じて連絡を取っている相手は実在せず、ポイントを購入して各種手続を行っても、連絡先の交換等を行うことはできないのに、架空の人物である「かずま」等になりすまし、ポイントを購入して各種手続を行えば、前記「かずま」と連絡先の交換等ができる旨のうその内容を記載したメッセージを送信し、その頃前記Kに同メッセージを閲読させてその旨誤信させ、よって、同月5日頃、同人に、同人購入に係る3000円相当のセキュリティーマネーのプリペイド番号を前記「●●●●●●●●●●」上に入力させた上、別表6記載のとおり、同月6日から同月9日までの間、3回にわたり、同人に、被告人らが管理する庚信用金庫q支店に開設された辛株式会社名義の普通預金口座に現金合計18万7000円を振込入金させ、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財産上不法の利益を得るとともに財物を

交付させた（前記追起訴状記載の公訴事実第3）。

### 第3 （令和7年3月6日付け追起訴状記載の公訴事実関係）

被告人Aは、犯罪収益の取得につき事実を偽装しようと考え、氏名不詳者らと共に、被告人Aらが財産上の不正な利益を得る目的で犯した詐欺の犯罪行為によりJ（当時29歳）ほか43名から現金をだまし取るに当たり、別表7記載のとおり、令和6年6月7日から同月10日までの間、62回にわたり、前記Jらに、被告人らが管理する甲組合本店に開設された株式会社乙代表取締役L名義の普通貯金口座に現金合計785万4470円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

（法令の適用）

以下、令和4年法律第68号（以下「整理法」という。）441条1項により適用されることになる、令和4年法律第67号による改正前の刑法を「旧刑法」という。

#### 1 被告人Aについて

##### （1）構成要件及び法定刑を示す規定

被告人の判示第1の1ないし3及び判示第2の1ないし3の各所為はいずれも包括して刑法60条、整理法441条1項により同法による改正前の組織犯罪処罰法（以下「旧組織犯罪処罰法」という。）3条1項13号（判示第1の1ないし3の各所為についてはいずれも旧刑法246条2項、判示第2の1及び2の各所為についてはいずれも旧刑法246条1項、判示第2の3の所為については旧刑法246条）に、判示第3の所為は包括して刑法60条、旧組織犯罪処罰法10条1項前段にそれぞれ該当する。

##### （2）刑種の選択

判示第3の罪について懲役刑及び罰金刑を選択する。

##### （3）併合罪の処理

旧刑法45条前段の併合罪であるから、懲役刑については旧刑法47条本文、10条（ただし、同条2項及び3項は刑法）により刑及び犯情の最も重い判示

第1の1の罪の刑に法定の加重をし、罰金刑については刑法48条1項によりこれをその懲役刑と併科する。

(4) 宣告刑の決定

以上の刑期及び所定金額の範囲内で被告人を懲役10年及び罰金300万円に処する。

(5) 未決勾留日数の算入

刑法21条を適用して未決勾留日数中210日をもその懲役刑に算入する。

(6) 労役場留置

その罰金を完納することができないときは、刑法18条により1万円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

(7) 没収

被告人が甲組合に対して有する株式会社乙代表取締役L名義の普通貯金債権（同組合本店、口座番号▲▲▲▲▲▲▲▲）のうち49万850円に相当する部分は、判示第3の罪に係る犯罪収益等とそれ以外の財産とが混和して生じた財産のうち、同犯罪収益等の額に相当する部分であり、犯罪被害財産であるが、その取得につき事実を偽装する行為が行われたものであり、また犯人以外の者に帰属しないから、組織犯罪処罰法13条1項5号（10条）、2項1号、3項2号、14条、15条1項本文を適用して没収し、同法18条の2第1項により、当該49万850円が犯罪被害財産であることを示す。

(8) 追徴

判示第3の犯行により被告人が取得した普通貯金債権785万4470円は組織犯罪処罰法13条1項5号の犯罪収益等であり、犯罪被害財産であるが、その取得につき事実を偽装する行為が行われたものであり、前記没収に係る49万850円を除く736万3620円は、既に別口座に移転されるなどして没収することができないから、同法16条2項、1項本文、13条1項5号（10条）、3項2号を適用してその価額を被告人から追徴し、同法18条の2第

1 項により、当該 7 3 6 万 3 6 2 0 円が犯罪被害財産の価額であることを示す。

## 2 被告人 B について

### (1) 構成要件及び法定刑を示す規定

被告人の判示各所為はいずれも包括して刑法 6 0 条、旧組織犯罪処罰法 3 条 1 項 1 3 号（判示第 1 の 1 ないし 3 の各所為についてはいずれも旧刑法 2 4 6 条 2 項、判示第 2 の 1 及び 2 の各所為についてはいずれも旧刑法 2 4 6 条 1 項、判示第 2 の 3 の所為については旧刑法 2 4 6 条）に該当する。

### (2) 併合罪の処理

旧刑法 4 5 条前段の併合罪であるから、旧刑法 4 7 条本文、1 0 条（ただし、同条 2 項及び 3 項は刑法）により犯情の最も重い判示第 1 の 1 の罪の刑に法定の加重をする。

### (3) 宣告刑の決定

以上の刑期の範囲内で被告人を懲役 7 年 6 月に処する。

### (4) 未決勾留日数の算入

刑法 2 1 条を適用して未決勾留日数中 2 1 0 日をもその刑に算入する。

## 3 被告人 C について

### (1) 構成要件及び法定刑を示す規定

被告人の判示各所為はいずれも包括して刑法 6 0 条、旧組織犯罪処罰法 3 条 1 項 1 3 号（旧刑法 2 4 6 条 2 項）に該当する。

### (2) 併合罪の処理

旧刑法 4 5 条前段の併合罪であるから、旧刑法 4 7 条本文、1 0 条（ただし、同条 2 項及び 3 項は刑法）により犯情の最も重い判示第 1 の 1 の罪の刑に法定の加重をする。

### (3) 宣告刑の決定

以上の刑期の範囲内で被告人を懲役 3 年 6 月に処する。

### (4) 未決勾留日数の算入

刑法 21 条を適用して未決勾留日数中 210 日をもその刑に算入する。

(量刑の理由)

被告人 3 名が所属していた組織は、株式会社の形態を取り、求人サイトでの募集等を通じて多くのアルバイト従業員を確保した上で、通信設備等が整った事務所において、被告人 A や被告人 B などの監督の下、シフトに従って 24 時間体制でアルバイト従業員を稼働させて詐欺を行っていた。上位組織の経理担当部門から給料や経費の支給を受けていたことからしても、一般の会社と変わらない高度な組織性を有していたといえる。

詐欺の態様についてみると、架空の人物になりすましたアルバイト従業員らは、互いに連携しながら、各被害者に対し、テンプレートを使うなどして何度もメッセージを送信し、相手の恋愛感情や多額の現金を受け取りたいという気持ちにつけ込んで、短期間のうちに多数回にわたり送金等をさせている。巧妙な態様であるとともに、職業的・常習的な犯行でもある。判示第 1 の犯行では合計約 710 万円余り、判示第 2 の犯行では合計約 460 万円余りの被害が生じており、いずれも高額である。金欲しさなどから安易に犯行に関与し続けたことは厳しく非難される。

被告人ごとの個別事情についてみると、被告人 A は、仙台における責任者として様々な決定権を有し、売上の管理など組織運営に関する業務を担っていたほか、新たな詐欺を始めるため、判示第 1 の犯行で使われたインターネットサイトやテンプレートを作ることもした。加えて、アルバイト従業員らに実体のない法人名義の口座を多数開設させていた中で、判示第 3 の犯行にも及んでいる。売上に応じた歩合制で月額数百万円の報酬を得ていたことなども踏まえると、その責任は、正社員やアルバイト従業員らと比べて格段に重い。

被告人 B は、被告人 A を始めとする上位者の指示を受ける立場であったとはいえ、アルバイト従業員らに対する指導や勤務態度の評価、出勤状況の管理等を行って被告人 A による組織運営を補佐し、組織の継続的な活動に大きく寄与した。正社員という立場で月額約 60 万円の給料を受け取っていたことに照らしても、その責任は

相当重い。

被告人Cは、判示第1の犯行のみの関与である上、組織において従属的な立場ではあるが、月額約40万円の給料を受け取って、利用者へのメッセージ送信という重要な役割を果たしたのであるから、その責任を軽視することはできない。

他方、被告人3名は、判示第1の1の被害者に400万円、同2及び3の被害者らに各30万円を支払って示談を成立させており、被害者らはいずれも被告人3名を許し、寛大な処分を望むとの意思を示している。また、判示第2の被害者らに対しては、複数の共犯者らによって全額の被害弁償がなされている。加えて、被告人3名は、事実を認めて反省の言葉を述べている上、妻や母がそれぞれ情状証人として出廷し、今後の監督を誓約している。なお、いずれの被告人も前科はない。

以上を踏まえて検討すると、本件の犯情は総じて悪質であるから、前記の各被告人のために酌むべき事情を考慮した上で、被告人3名に対しては、それぞれ主文の刑に処するのが相当であると判断した。また、被告人Aに対しては、前記犯罪収益等仮装に関し、この種事案が経済的にも引き合わないことを感銘させるべく、主文の罰金刑も併科することとした。

(求刑 被告人Aにつき懲役12年及び罰金300万円、主文同旨の没収及び追徴、被告人Bにつき懲役9年、被告人Cにつき懲役6年)

令和7年8月8日

仙台地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 須田 雄 一

裁判官 小 林 礼 子

裁判官 高 橋 祐 梨 子